

アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書

現在、アスベスト（石綿）を原因とする健康被害については、労働者災害補償保険制度（労災保険制度）による補償や、石綿健康被害救済制度及び建設アスベスト給付金制度による給付金等の支給対象となっています。しかし、アスベストによる健康被害は今も拡大し続けており、当事者からは、一日も早い治療方法の確立が求められています。

また、我が国におけるアスベスト含有建材使用のピーク時から約50年が経過し、当時建築されたビルや家屋が老朽化による解体時期を迎えることから、今後もさらに被害が発生し続けることが予想されています。

よって、政府は、アスベストによる健康被害を受けた方々へ一日も早い治療方法の確立と、アスベスト被害の発生防止に向け、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. アスベストによる健康被害について、効果のある治療方法やその進行抑制に係る研究、開発を促進し、そのための安定的な予算を確保すること。
2. 地域の建築物におけるアスベスト含有建材の使用に係る事前調査と解体、処分までの追跡調査を強化すること。
3. 改正大気汚染防止法の施行により義務づけられた建築物解体などに伴う石綿飛散防止対策について、実施状況調査を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月15日

枚方市議会議長 木村 亮 太

〈提出先〉

厚生労働大臣

国土交通大臣

環境大臣